

議案第134号

静岡市下水道条例の一部改正について

静岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表を次のように改める。

区分		金額
基本使用料		1,017円50銭
従量使用料 （排出量1立方メートルにつき）	0立方メートルを超え10立方メートルまでの分	38円50銭
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	137円50銭
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	159円50銭
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	176円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	192円50銭
	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	209円
	200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	220円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	231円
	1,000立方メートルを超える分	242円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものに係る

使用料にあつては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の静岡市下水道条例第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。